

令和元年度における独立行政法人水資源機構の中小企業者に関する契約方針

令和元年12月13日制定

独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年第97号。以下「官公需法」という。）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和元年9月10日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和元年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下、「本方針」という。）を以下のように定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

機構は、令和元年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、比率が72.2%、金額が約279.9億円になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、平成27年度以降の新規中小企業者の契約実績を踏まえ、概ね倍増の0.9%を目指すものとする。

なお、公共工事については、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、品質が受注者の技術的能力等に負うところが大きいこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえ、工事の経験、施工状況の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するとともに、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮し、受注者を選定する必要がある。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

機構は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るために、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

1 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報について、ホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとし、発注計画の策定が可能なものは、これを積極的に定め、ホームページへの掲載に努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して分かりやすい説明に努めるものとする。

2 官公需に関する相談体制の整備

技術管理室契約企画課長等の「官公需相談窓口」において、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

3 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成するよう努める。

また、同方式の活用にあたっては、審査項目の設定方法についての検討を行う。

4 分離・分割発注及び一括調達を活用

物件等の発注にあたっては、経済合理性・公正性等の観点から、価格面、数量面、工程面など中小企業・小規模事業者の参入の余地について十分検討したうえで、分割・分離発注又は一括調達を行うように努める。

5 適正な工期等の設定

工事等の発注にあたっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、発注見通しの公表、早期の発注等に努め、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。また、工事の発注における工期の設定にあたっては、休日日数（土日、祝日、年末年始及び夏期休暇）、降雨日や出水期等の作業不能日数、現場状況を勘案した上で、無理な工程とならないよう十分配慮し、適切に設定することとする。

6 小規模事業者の特性を踏まえた配慮

小規模事業者の特性を踏まえ、契約内容の履行の観点から、一般競争入札の際には、

適切な地域要件を設定するとともに、総合評価落札方式における地域への精通度等の評価を行う際、契約内容の履行確保を行う観点から、迅速な対応の可否等を評価項目に加えることが必要である場合には、これを十分考慮するよう努めるものとする。

7 地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用

契約職等における調達について、少額の随意契約による場合には、契約職等管内の中小企業・小規模事業者を見積先に含めるよう努めるものとする。また、一般競争入札における適切な地域要件の設定や総合評価落札方式における地域精通度等地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価に努めるものとする。

8 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額）等を踏まえた積算に基づき、消費税や地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。

また、入札説明の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札を行って頂くようダンピングの防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

機構は、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

なお、公共工事については、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、品質が受注者の技術的能力等に負うところが大きいこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、工事の経験、施工状況の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するものとする。その際、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮するものとする。

(1) 過去の実績を過度に求めない運用

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行の確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。

(2) 競争参加資格の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要とせず、契約の履行の確保に支障がないと認められる場合には、新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

(3) 新規中小企業者からの相談体制

技術管理室契約企画課長等を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

(4) 新規中小企業者が官公需向けに提供可能な商品・サービスなどを登録する「ここから調達サイト」の活用による調達の推進

少額の随意契約を行う際には、新規中小企業者の見積先が固定しないよう、独立行政法人中小企業基盤整備機構の提供する「ここから調達サイト」の情報なども活用し、契約の内容、地域特性等を踏まえつつ、契約履行の確保の支障の有無に留意しながら、新規中小企業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即して取り組む。

第4 第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、機構の全ての契約に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、別紙のとおり推進体制を整備し、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各分任契約職に対し改善策を指示する。

3 制度運用に係る作業環境の整備

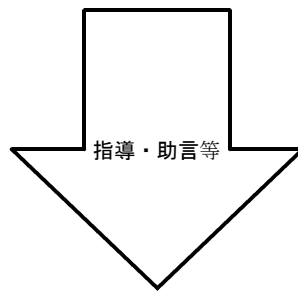
新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認など、制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備を図る。

<別紙>

○ 中小企業者の受注の機会を増大のための推進体制

調達の実況把握、実績の向上を図るために有益な情報共有、各分任契約職に対して、指導・助言等の実施。

契約職副理事長
経営企画本部長
技術管理室長
技術管理室契約企画課長



各分任契約職